

○ 第2次渋川市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

平成20年に現総合計画を策定してから、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。総合計画の在り方についても、平成23年の地方自治法改正により総合計画（基本構想）の策定義務が廃止され、策定及び議決を経るかどうかは自治体の判断によることとなりました。

このような中で、本市では、現総合計画が平成29年度に計画期間の終了を迎えます。総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても引き続き策定すべきと考え、第2次総合計画を策定することとします。

策定に当たっては、本市を取り巻く内外の情勢の変化を的確に捉え、中長期的視点に立ち、新たな時代に対応できる行財政運営の方向性を示し、もって住民福祉の増進を図ることを基本とします。

2 計画策定の背景と課題

(1) 人口減少・少子高齢化社会への対応

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、平成52年に5万5千人余りになり、65歳以上の高齢者人口が増加する一方、労働人口は徐々に減少していくと推計されており、税収の減少と社会保障費の増大が予測されます。

本市では、平成27年12月に渋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「市総合戦略」という。)を策定し、平成52年に約7万人の人口確保を目指すこととしました。産業振興による雇用創出や企業誘致、少子化社会対策等の施策を重点的に推進するとともに、観光戦略の推進によりまちの魅力を発見・創造し、交流人口を拡大することで地域の活性化を図ることが重要となります。また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、地域医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築し、高齢化社会に対応した健康・医療・福祉の充実に関する施策に取り組む必要があります。

(2) 安全・安心意識や環境意識の高まりへの対応

地震や竜巻、雪害などの自然災害は予期せず発生することが多く、特に東日本大震災以降、市民の自然災害への不安は増大しています。身近で発生する犯罪や事故など、市民を取り巻く社会への不安も増大しています。本市で

は、市民の災害、犯罪等への不安とそれらに対する市民意識の高まりを受け、空き家対策をはじめ安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進する必要があります。

また、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好で快適な環境づくりを進めるため、自然環境の保全や活用に加え、再生可能エネルギーの導入など温室効果ガスの排出量抑制を中心とした低炭素社会の実現やごみの減量化など、環境保全の取組を継続することが重要となります。

(3) 市民との協働によるまちづくりへの対応

本市は、平成18年の市町村合併から10年が経過し、より一体感を醸成するための取組が求められています。そこで、歴史や文化、伝統など地域の様々な資源を再評価し、それぞれを連携させながら活用するなど、地域間のつながりを強化し、市全体の魅力の向上を図ることが重要です。また、市民の文化活動やスポーツ活動、ボランティア活動等の生涯学習活動を推進し、心豊かな活力ある地域づくりを目指す必要があります。

市民による社会貢献活動への参加意欲の高まりを受け、市民と行政の役割を再検討することが求められています。これまでも市民との協働によるまちづくり活動を行ってきましたが、今後は更に発展させ、市民ができることは市民で行う（自助）、地域のコミュニティ（自治会等）で助け合いながら対応する（共助）、市民やコミュニティができないことは行政が行う（公助）など、それぞれの役割分担を明確にしていくための検討が必要となります。

(4) 都市基盤の整備への対応

本市における公共建築物や道路・上下水道などの公共施設等は、その多くが建設から30年以上経過し、全般的に老朽化が進んでいますが、近年の厳しい財政状況から、すべての公共施設等を計画的に更新することや新たに公共施設等を整備していくことが困難な状況です。

その一方で、人口減少・少子高齢化社会の進行や市民との協働の推進等の諸課題に対応するため、公共施設の適正配置や公共インフラの整備等が求められています。そこで、平成27年2月に渋川市公共施設等総合管理計画を策定し、30年間で総延床面積を15%縮減することとしました。今後は、財政状況を踏まえつつ市民のニーズに対応可能な都市基盤の整備手法等を検討する必要があります。

(5) 財政状況への対応

地方交付税の段階的縮減や社会保障費の増加、大型事業実施に伴う公債費

の増大等、本市の財政は厳しい状況にあります。複雑・多様化する市民ニーズに対応しつつ、次世代への負担を軽減し、健全で安定した財政基盤の確立を目指し、行政サービスの最適化を図るとともに、効果的な施策を実行していく必要があります。

(6) 国際化・高度情報化社会への対応

独立行政法人国際観光振興機構によると、平成26年に訪日外国人観光客は年間1340万人を超えており、本市にも多くの外国人が訪れています。

また、ICT※1による高度情報化は、多様なライフスタイルを実現することにつながっており、SNS※2等を活用した取組も盛んになっています。

このような状況において本市では、ICTを適切に活用し、日常生活の利便性を更に向上させるとともに、外国人に対する理解と国際感覚の向上を一層推進することが重要となります。

3 計画策定の根拠

渋川市総合計画策定条例第3条の規定に基づき計画を策定します。

4 策定の基本方針

第2次総合計画は、行政の連続性、継続性を重視し、現行の施策をベースとして策定します。

また、新市建設計画や現総合計画の策定時から今日までに顕在化した新たな地域課題や取り組むべき施策の方向性の変化等を踏まえるとともに、市民の意見や要望等を反映させていくこととします。

5 計画策定の視点

(1) 実効性（実現性と有効性）の確保された総合計画

計画の実効性を確保するため、財政状況等を踏まえた計画づくりを進めます。

※1 情報通信技術（Information and Communications Technology）の略で、様々な分野での利活用が図られているが、近年公共の分野においては、地域の人材育成、雇用の創出、地域サービスの向上を図ろうという動きが活発化している。

※2 ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと

(2) 時代の潮流に対応した総合計画

多様化、複雑化する市民ニーズや社会経済情勢の変化を的確に捉え、それらに対応した計画づくりを進めます。

(3) 幅広い市民参画による総合計画

市民と行政が目標を共有し、理想のまちづくりが実現できる計画とするため、計画策定段階での市民参画を積極的に推進し、幅広い市民の意見を取り込んだ計画づくりを進めます。

(4) 市民に伝わりやすい総合計画

計画の推進・実施を行政、住民、事業者等多様な主体がそれぞれどのような役割を担い、どのように関わっていくかを検討し、その内容が市民に伝わりやすい計画づくりを進めます。

6 計画の構成及び期間

第2次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成します。

(1) 基本構想「10か年計画」(平成30年度～平成39年度)

本市の将来像及びこれを実現するための政策の大綱を示したもの

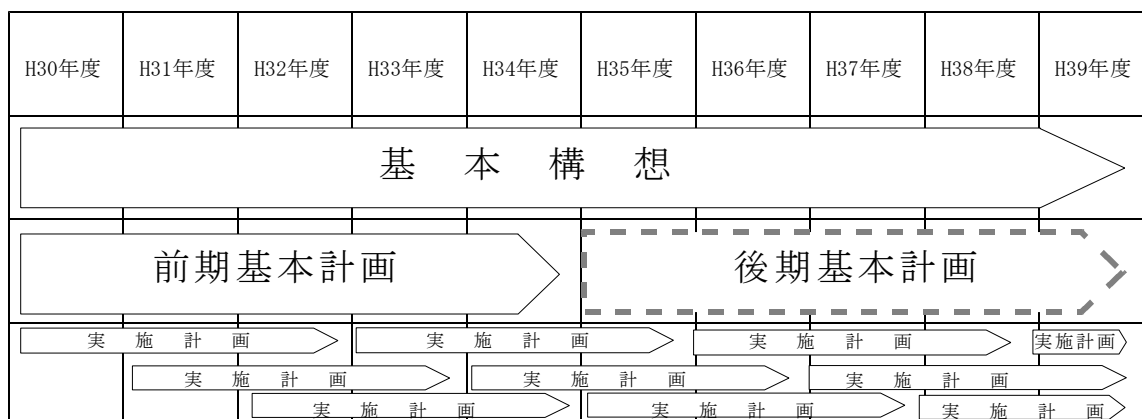
(2) 基本計画「5か年計画」(前期：平成30年度～34年度 後期：平成35年度～平成39年度)

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画のこと

※ 現総合計画における重点プロジェクトに当たるものを前期基本計画期間内に設定し、推進します。

(3) 実施計画「3か年計画」(毎年度ローリング)

基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画



7 策定体制（別紙1参照）

（1） 庁内体制

ア 総合計画策定委員会

委員長：副市長、副委員長：教育長、委員：部長

イ 調整会議

座長：企画部長、副座長：総務部長、委員：関係する部課長

※ 複数の専門部会にまたがる重要事項を調整するため、必要に応じて開催

ウ 専門部会

部会員：関係部課長（委員長が部会長、副部会長を指名）

※ 施策分野ごとに専門部会を設置

エ 職員参画

- ・若手職員プロジェクトチームによる市民ワークショップ等の運営支援
- ・全庁を挙げて職員自らが行政運営を点検し、総合計画を策定（職員ワークショップの実施、専門部会に係る各課での施策検討、職員アンケートの実施など）

（2） 市民参画

ア 市民意識調査（市民アンケート）の実施

イ 中学生・高校生アンケート及び高校生ワークショップの実施

ウ 市民ワークショップの実施

エ 市内小学生等からまちづくりに関するテーマで絵画の募集

オ 地区別・分野別懇談会の実施

カ 市民意見公募の実施（総合計画（素案）等への意見募集）

キ 広聴活動を利用した意見聴取

（3） 渋川市総合計画審議会への諮問・答申

計画策定等に関する諮問に対して答申等行うため、新たに「渋川市総合計画審議会」の設置を渋川市総合計画策定条例で規定しました。

<渋川市総合計画審議会>

委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 公募市民

イ 各種団体の推薦を受けた者

ウ 学識経験者

(4) 議会への基本構想案の提出等

基本構想を議会の議決事件とする渋川市総合計画策定条例を制定しました。策定過程においても定期的に議会へ経過報告を行うこととします。

8 策定スケジュール（別紙2参照）

平成28、29年度の2か年で策定します。

9 計画の活用及び進行管理の方法

(1) 予算編成への反映による体系的な進行管理

実施計画の期間は3年間とし、ローリング方式により進行管理を行います。また、国が定める新地方公会計の統一的な基準により作成した財務書類を活用して、施設別コストやストック情報等を把握し、中長期的な財政運営の効率化、適正化が図れるように、毎年度計画内容を見直すとともに、予算編成の指針とします。

(2) 行政評価を活用した進行管理

重点的な取組や特徴的な取組について、予算、人員等を投入したことで発生する行政の活動量（アウトプット）や行政活動により市民が受ける効果（アウトカム）を表す指標を効果的に設定し、本市の取組の過程において客観的な成果を定量的に把握します。

(3) 市民意識調査（市民アンケート）の実施による調査結果の反映

市政に対する市民の意識や要望について、定期的・多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を把握し、総合計画の進行管理をはじめ市政運営や政策立案に活用します。

10 市総合戦略及びその他の分野別計画との整合

市総合戦略は、現総合計画の中の人口減少対策等の施策に特化した分野横断的な計画として位置づけています。そして、計画期間が第2次総合計画と重なることから、第2次総合計画は市総合戦略を包含する最上位計画として位置づけます。

また、その他の分野別計画の策定に当たっては、第2次総合計画との整合性を図りながら策定するものとしします。

○ 第2次浜川市総合計画策定体制図

